

# 新しい国民健康保険証を郵送します

菊陽町国民健康保険に加入している人に  
新年度の「菊陽町国民健康保険被保険者証」を郵送します。

## ■簡易書留で郵送します

新しい保険証を、郵便局の「簡易書留」という方法で3月下旬に郵送します。

「簡易書留」とは、郵便局員から手渡しで配達される郵便で、配達時に受領印が必要です。

## ■留守などの場合は「再配達」か「直接、熊本北郵便局の窓口で受け取り」

配達時に不在の場合には、熊本北郵便局から「ご不在連絡通知書」がポストに入れられます。この場合は通知書に従い、次のいずれかの方法を選択してください。

- ①再配達の希望日を熊本北郵便局に連絡する。
- ②熊本北郵便局の窓口で直接保険証を受け取る（ご不在連絡通知書、身分証明書、印かんが必要）。

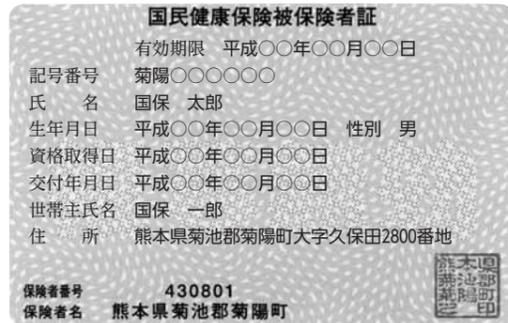
ただし、通知書に記載された期間を過ぎると役場に返送されますので、健康・保険課に直接受け取りに来てください。

■人間ドックの案内を同封します  
人間ドックを希望する人は、4月8日（金）までに申請書を健康・保険課または武蔵ヶ丘支所に提出してください。

## ■ご注意ください

国民健康保険税に滞納がある世帯には、保険証の交付および納税相談についての通知を別途送付します。

有効期限を過ぎた保険証は、各自で適正に処分してください。



今年の保険証は緑色です

# 子ども医療費助成制度の申請はお済みですか？

平成23年4月1日から、子ども医療費の対象を小学6年生から  
中学3年生まで拡大します。

## 中学新2年生、3年生

制度の変更に伴い、新たに助成対象となる中学新2年生、3年生は、申請が必要になります。早めに申請書を提出してください。

また、申請書を紛失などによりお持ちでない場合は、健康・保険課および武蔵ヶ丘支所に申請書がありますので、申請に必要なものを持参し、申請してください。

2月28日までに申請された分は、3月末日までに新しい受給者証を送付します。

## ■申請に必要なもの

- ・子ども医療費受給者証交付申請書
- ・対象児の健康保険被保険者証
- ・振込指定口座用の通帳またはカード

## ■申請場所

健康・保険課または武蔵ヶ丘支所  
提出方法

持参する場合は、役場開庁日（土日祝日を除く午前8時30分～午後

5時15分）に提出してください。  
郵送の場合は、必ず保険証（写）と通帳（写）またはカード（写）を申請書に同封してください。

## ■申請書類提出先

〒869-1192  
菊陽町大字久保田2800番地  
菊陽町役場 健康・保険課  
子ども医療費担当

## 中学新1年生まで

中学新1年生までの対象児は、今までの資格を継続しますので、申請は必要ありません。しかし、加入保険などに変更がある場合は変更届を提出してください。

## ■変更届が必要な場合

- ・転職、退職などで健康保険が変わった場合
- ・転居などで住所が変わった場合
- ・戸籍の変更により氏名が変わった場合
- ・振込指定口座を変更する場合

問い合わせ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎232-4912

# 退職・就職をしたら、健康保険証の切替手続きをしましょう

退職・就職により、会社の健康保険などをやめたり、新たに加入したときは、自分で健康保険証の切替手続きをする必要があります。早めに手続きをするようにしましょう。

## 勤めていた会社を退職した（すぐに再就職をしない）場合の手続き

- ①社会保険等の任意継続をする※  
退職日から20日以内に社会保険等の被保険者へ申請をしてください。
- ②国民健康保険へ加入する  
退職日から14日以内に健康・保険課または武蔵ヶ丘支所へ届け出をしてください。

## ■国民健康保険の加入手続きに必要なもの

- ・退職した会社からの「健康保険等資格喪失証明書」
- ・印かん
- ・年金を受け取っている人は「年金証書（年金手帳ではありません）

## ■加入時の注意点

国民健康保険の加入日は、前の社会保険等の資格を喪失した日からになります。手続きが遅れると、税金も資格の喪失日にさかのぼって課税されますので、早めに入入手続きをしてください。

## 新しく就職をして、会社から健康保険証の交付を受けた場合の手続き

- ①国民健康保険を離脱する  
健康・保険課または武蔵ヶ丘支所へ届け出をしてください。
- 国民健康保険を離脱する手続きに必要なもの  
・国民健康保険証（離脱する人の分）  
・新たに交付を受けた「健康保険証（全員分）」

## ■離脱時の注意点

国民健康保険を離脱するときは、必ず手続きが必要です。手続きが遅れると税金がかかったままになり、二重払いの恐れがありますので、早めに手続きをしてください。  
（※）社会保険等の任意継続とは  
社会保険や共済組合の健康保険の被保険者期間が、退職した日間で継続して2カ月以上であれば、2年間継続できることをいいます。任意継続の保険料は、ご加入の社会保険等の保険者にお尋ねください。

# 予防ワクチンの接種費用を助成します

高校1年生の女子に子宮頸がん  
予防ワクチンの接種費用の助成  
を開始します

## ■実施期間

3月1日（火）～3月31日（木）

## ■接種対象年齢

高校1年生（16歳相当）の女子  
（平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ）

## ■接種回数

3回

※3月の実施期間中に1回でも接種を受けた人に限り、高校2年生になっても残りの接種費用を助成します。

## ■費用（自己負担額）

1回 3,000円

実施方法・実施医療機関などの詳細は、対象者に2月中旬に個人通知してきます。内容をご確認ください。

## ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんの予防ワクチンの接種費用を助成します

町では4月から、予防ワクチンの助成を行います。ワクチンの種類と助成対象は、下の表をご確認ください。

## ■助成期間

4月1日～平成24年3月31日

## ワクチンの種類と助成対象

種類	特性	助成対象	費用
ヒブワクチン	髄膜炎、肺炎などの原因の1つであるヒブ（インフルエンザ菌b型）の感染を予防します。	生後2カ月～4歳の乳幼児	1回 2,000円
小児用肺炎球菌ワクチン	髄膜炎、肺炎などの原因の1つである肺炎球菌の感染を予防します。	生後2カ月～4歳の乳幼児	
子宮頸がん予防（HPV）ワクチン	子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染を予防します。	中学校1年生（13歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子※平成23年4月現在	1回 3,000円

■注意  
ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防のワクチンは、予防接種法に基づかない「任意接種」となります。

接種を希望する人は、予防接種の効果と副反応をよく理解し、医師と相談して接種してください。実施医療機関・接種方法などは、「広報きくよう」4月号と「平成23年度菊陽町予防接種だより」に掲載します。

問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎232-4912

問い合わせ 保険証について 健康・保険課 ☎232-4912 保険税について 税務課 ☎232-4911